

関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する
省令案要旨

1. 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定める品目表の改正に伴う関税定率法別表の品目分類の改正に関し、関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の整備を行う。
2. その他所要の規定の整備を行うこととする。
3. この省令は、平成24年1月1日から施行することとする。